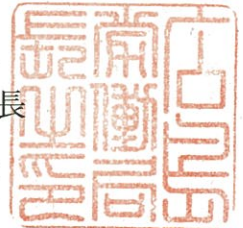




広労発基 0407 第1号の2  
令和 2 年 4 月 7 日

公益社団法人 広島県労働基準協会長 殿

広島労働局長



令和 2 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

これまで、職場における熱中症予防対策については、平成 21 年 6 月 19 日付け基発第 0619001 号「職場における熱中症の予防について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年より「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

広島県内の昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（2 月末日現在の速報値。別添 1 参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数 26 人、うち死亡者数は 1 人となっています。業種別にみると、死傷者数において製造業が最も多い状況です。また、平成 21 年以降の熱中症による死亡者は建設業、製造業、警備業で発生しており、WBGT 値（暑さ指数）を実測せず、WBGT 基準値に応じた措置が講じられていなかった事例、事業場における健康管理が適切に実施されていなかった事例等が含まれていました。

については、令和 2 年の本キャンペーンを、別添 2 の令和 2 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱のとおり実施します。

貴会におかれましても、キャンペーンの趣旨を踏まえ、会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

なお、事業場等への周知に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況に応じ、多人数の参集する催しを控える等の対応をお願いいたします。

